

令和8年度

介護保険制度改正のお知らせ

いのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することが必要であるとの考えから、国による令和8年度介護報酬改定(改定率+2.03%)が行われることとなりました。このことにより、介護保険サービスを利用する際の負担額が増える場合があります。介護保険サービスを利用される方は、担当のケアマネジャーや事業所・施設にご確認ください。

制度改正の主な内容

「介護職員等処遇改善加算の拡充」

令和8年6月から

- 処遇改善の対象者の拡大
- 加算の算定率（加算額）の引き上げ
- 加算を算定可能とするサービス種別の拡大

「介護保険施設等における食費の基準費用額等の改定」

令和8年8月から

● 介護職員等処遇改善加算が拡充されます。

令和8年6月から

I 加算の対象が、これまでの介護職員のみから介護従事者（ケアマネジャーや看護職員等）に拡大されます。

II 従来より算定されていた介護職員等処遇改善加算について、その算定率（加算額）の引き上げが行われます。

※生産性の向上等に取り組む事業所の場合、さらに算定率を引き上げることが可能となります。

III 次のサービス種別について、新たに加算の算定が可能となります。

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅介護支援
- ④介護予防支援
- ⑤介護予防ケアマネジメント（あんしんすこやかセンターなど）

※③～⑤についてサービス利用料の自己負担は発生しません。

介護職員等処遇改善加算により算定される金額は、すべて介護従事者の賃金改善に充てられています。

介護従事者の確保と、介護サービスの安定的な確保のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

● 介護保険施設等における食費の基準費用額等の引き上げが行われます。

令和8年8月から

近年の食材料費の上昇や、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じていることを踏まえ、基準費用額(食費)が100円/日引き上げになります。

また、負担限度額(食費)について、在宅での生活者との公平性等を総合的に勘案し、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日の引き上げになります。

さらに、負担限度額(居住費)について、所得段階間の均衡を図る観点から、室料を徴収しない老健・医療院を除き、第3段階②の利用者は100円/日の引き上げになります。

表1: 基準費用額(食費)の見直し

基準費用額		利用者負担段階		負担限度額	
令和8年7月まで	1,445円	令和8年7月まで	令和8年8月から	令和8年7月まで	令和8年8月から
	▶				
	1,545円	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		300円 ▶ 300円	390円 ▶ 390円	650円 ▶ 680円	1,360円 ▶ 1,420円

表2: 食費・居住費の基準費用額・負担限度額(令和8年8月～)

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額)【】はショートステイの場合				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,545円(4.7万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	680円(2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】	1,420円(4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】	
居住費	多床室 特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
	老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
	老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室 特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円)
	老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
	ユニット型個室の多床室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
	ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)

引用: 厚生労働省「令和8年度介護報酬改定の概要」

【参考リンク】

● 厚生労働省HP「令和8年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html



このちらしは、区ホームページにも掲載しています。

トップページ → 福祉・健康 → 高齢・介護

→ 介護保険制度のしくみとサービス

→ 介護保険制度の概要

→ 介護保険制度改正について

/ ページIDから探す

2228

検索



令和8年3月時点の情報に基づいて作成していますので、今後内容が一部変更になる場合があります。